

環境政策課所管の補助金に係る財産処分承認手続きの対象範囲

●補助対象財産（補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産）

●処分制限財産（1件当たりの取得等価格50万円以上（構成機器・設備一式））

●補助金等の交付目的に反する使用、譲渡、交換、貸付、担保設定等（財産処分申請手続きの対象）

(1) 財産処分適用外

①制限期間（耐用年数）経過、②機能維持等のための改造 ③事業化のための技術開発

(2) みなし承認（包括承認事項、一時転用・貸付） ※事前報告が必要

災害・火災に伴う使用不能、危険な施設・設備の取壊し・廃棄等、一時転用・貸付

(3) 納付条件を付さずに承認

○経過年数10年以上で、公益目的で処分する場合

- ・国庫補助金を併用している施設等で、国の財産処分承認基準に定められた事業に使用等する場合
- ・国・地方公共団体への無償譲渡、無償貸付 等

○経過年数10年未満の場合で、国等の施策に伴うもので適当と認められる場合

○同一事業を10年以上継続する場合の無償譲渡、無償貸付

○公共事業等に伴うやむを得ない取壊し等、老朽化により代替施設を整備する場合の取壊し等

(4) 納付条件を付けて承認

(3)以外の転用、有償・無償譲渡、有償・無償貸付、交換又は取壊し等

※補助対象施設への附属設備の設置について、補助事業の遂行に支障が生じない、財産的価値を減じない、機能を損なわない場合は補助金等の交付目的に反しない。

※白色部分は、財産処分承認手続きの対象範囲